

未来志向型の取引慣行に向けて「世耕プラン」(平成28年9月15日発表)

3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

3つの重点課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないよう、徹底する。

価格決定方法の適正化

一律〇%減の原価低減を要請される、
労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で
金型の保管を押しつけられる、等

支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、
割引コストを負担せざるを得ない、等

業種横断的なルールの明確化・厳格な運用(横軸)

事項	具体的な政策
下請代金法の運用強化 (運用基準改正)	違反事例を追加し、違反情報の収集強化と未然防止を図る。【不適正な原価低減活動、金型の保管コストの押しつけ、等の違反行為事例の追加を公正取引委員会に提案】
適正取引、付加価値向上の促進 (振興基準改正) *下請中小企業振興法	望ましい取引慣行を追記し、親事業者に要請する。(取引先の生産性向上への協力、労務費上昇分に対する考慮、サプライチェーン全体での取引適正化、等)【年内改正】
下請代金の支払条件の改善 (通達、振興基準の見直し)	下請代金の支払条件の改善を、親事業者に要請する。(現金払いの原則、割引料負担の一方的な押しつけの抑制、手形等の支払期間の短縮、等)【年内見直し、約50年ぶり】
下請代金法の調査・検査 の重点化	原価低減・金型・手形等に重点をおいて、下請代金法の書面調査の充実、特別立入検査を実施する。 【年度内に実施】

業種別の自主行動計画の策定等(縦軸)

- (1) 下請ガイドライン策定業種のうち、まずは幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請**するとともに、**フォローアップ**を行う。【年度内に策定】
- (2) **業種別下請ガイドラインを改訂**し、親事業者と下請事業者の連携・協力に係る**ベストプラクティス**を追加する。【年度内に改訂】

下請中小企業振興法・振興基準改正の概要

- 平成28年12月14日、下請中小企業振興法に基づく振興基準（経済産業省告示）を改正。**親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行を追記するなど、適正取引、付加価値向上の促進を図る。**

1. 取引先の生産性向上等への協力

親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力をするよう努める。

- ①生産性の向上に関する課題を解消するため、下請事業者との面談、工場の訪問等に努める。
- ②課題が設計、仕様、基準等に関わる場合には関係部署やサプライチェーン全体で連携して対応する。

2. 原価低減要請

- (1)双方が協力して生産性改善などに取り組み、その結果、生じるコスト削減効果を、寄与度を踏まえて価格に反映するなど、合理性の確保に努める。
- (2)原価低減要請を行うに当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められないことがないよう努める。（目標数値のみを示しての要請、等）

3. 取引対価への労務費上昇分の影響の考慮

- (1)親事業者は、労務費上昇に伴う取引対価の見直し要請があった場合には、協議に応じる。
- (2)人手不足や最低賃金の引き上げに伴う労務費上昇については、その影響を十分に加味して協議する。

4. 型の保管・管理の適正化

量産期間後の補給品支給時において、金型、木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議した上で、必要事項を明確に定める。（生産予定期間、型の保守・メンテナンス・改造・改修費用等の負担、廃棄の基準や申請方法、等）

5. 手形支払及び支払関係

- (1)下請代金は、できる限り現金で支払う。【改正なし】
- (2)手形等の現金化にかかる割引料等のコスト負担については、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議する。
- (3)手形等のサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努力する。
- (4)中小企業以外の親事業者から率先して取り組む。サプライチェーン全体で取組を進める。

6. 下請適正取引推進のためのガイドラインの位置付け

- (1)親事業者は、マニュアルや社内ルールを整備することにより、業種別下請ガイドラインに定める内容を自社の調達業務に浸透させるよう努める。
- (2)業界団体等は、サプライチェーン全体の取引の適正化を図るため、業種別下請ガイドラインに基づく活動内容を定めた自主的な行動計画を策定し、その結果を継続的にフォローアップするよう努める。

新たな手形に関する通達

- 平成28年12月14日、中小企業庁と公正取引委員会において、次のような内容を新たに発出。なお、振興基準においても同内容を位置付けている。（昭和41年通達は廃止。）

新たな手形に関する通達のポイント

- ① 支払いは可能な限り現金で。
- ② 手形等による場合は、割引料等を下請事業者に負担させることがないように、下請代金の額を十分に協議する。
- ③ 手形サイトは120日（繊維業においては90日）を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努める。

上記の内容について、親事業者たる大企業から率先して取り組むことを要請。また、今後数年間かけて状況をフォローしていく。